

平成24年度第2回兵庫労働局公共調達監視委員会議事概要

平成24年度第2回公共調達監視委員会を平成24年7月26日（木）に兵庫労働局会議室において開催しました。

その審議の内容は下記のとおりです。

1 審査対象期間 平成24年4月1日～平成24年6月30日

2 公共調達審査会審議結果報告（公共調達審査会委員長）

平成24年7月9日に開催しました公共調達審査会は、委員3名全員の出席により、対象期間が平成24年4月1日から6月30日の間の契約締結案件99件を審議した結果、全案件について、適正な処理であると判断しました。

3 抽出結果の報告（抽出担当委員）

抽出担当委員から、対象期間は平成24年4月1日から平成24年6月30日までの対象案件99件のうち、競争入札44件について、「工事」は落札率が低い案件を、「物品、役務」は「低入札案件」及び無作為抽出として抽出資料の偶数番号の案件を抽出し、20件を審議の対象とし、随意契約55件について、「工事」は全案件1件のため、この1件を抽出し、「土地建物借料」及び「役務(委託費を除く)」は無作為抽出として抽出資料の奇数番号の案件を抽出し、「役務(委託費)」は全て抽出し、39件を審議の対象とし、合計59件を審議の対象とする報告がなされた。

4 対象案件の審議

対象案件59件のうち、競争入札によるもの20件、随意契約によるもの39件について、事務局から公共調達監視委員会審議対象一覧に沿って、各案件を説明。

委員 競争入札・物品1番から4番の単価契約について、予定価格、契約金額は単価表記となっておりますが、意味を成さないと思われまます。

局 厚生労働省本省からの指示で単価契約の価格表示方法については、複数品目がある場合、一品目を選び予定価格、契約金額ともに単価で表記することとされています。

委員 一品目を選び出して表記しても全体の予定価格がわからず、あまり意味が無いと思われまます。

局 単価契約の表記はわかりにくい面もあると思いますが、定められた方法により公表しています。

委員 経緯は解りました。競争入札・物品1番は単一品目ですね。

局 単一品目の場合はわかりやすいです。複数品目がある単価契約の場合、予定価格単価が契約金額単価を上回る品目がまれにあるかもしれませんが、予定調達総額が一番低い業者と契約することになります。

委員 単価表記と総価表記を併記したら良いと思います。たとえば、括弧書きで総価を表記することが考えられます。その方が全体のイメージと落札率が実感としてわかりやすいと

思います。

委員 ガソリン単価はよく変動しますが、変動した場合の契約はどのようにされていますか。

局 前年度までは別途協議で対応していましたが、今年度からは別途協議の他に単価の見直し時期を8月、12月と定め、石油市場価格により協議して契約金額単価の変更を行うことにしています。

局 競争入札・物品2番については、予定調達総額1,117,497円、予定価格総額1,279,405円、落札率は87.3%となっており、他の単価契約の案件は全て落札率100%未満です。

委員 単価契約の表記方法が定められているのであれば、その方法に沿って、下段に括弧書きで総価を表記してはどうでしょうか。表記されている単価は平均値ですか。また、複数品目のうちのどの品目を表記するかは定められているのですか。

局 平均値ではなく、一品目の単価です。定められていませんので、調達数量の一番多い品目の単価を表記しています。

委員 委員の意見としては併記すべきだと考えています。

局 予定調達総額と予定価格総額を備考欄に併記する方法で検討します。

委員 競争入札・物品1番について、労働局の官用車で使用するガソリンの購入契約ですか。

局 労働局、労働基準監督署、職業安定所の官用車とレンタカーで使用するガソリンの購入契約です。契約業者のスタンドだけでなく系列スタンドでも利用できますので、全国で給油が可能です。

委員 消耗品の調達はグループ分けで入札が行われており、ガソリンの調達は一括ですが、地域別に調達した方がその地域の価格が反映されて安価になるのではないのでしょうか。

局 そうした面もあると思いますが、使用予定数量やガソリン単価、変動幅は各地域によって違います。一括調達は単一単価で予算等の管理面で有利であり、又、大量購入により安価に調達できる面もあり、グループ分けが必ず安価になるとは考えていません。常時、1者応札であれば地域別調達を検討する必要があると思われませんが、複数業者が応札していますので、一括調達をしています。

委員 競争入札・役務6番について、機器購入と同時にセットで保守契約する方法もあると思いますが、又、保守契約は毎年ごとに行うのですか。

局 昨年度、新規に11台購入した際は年度末までについてのみ保守料込みで契約しましたが翌年度からは他の同一メーカーの機器と併せて保守契約をしております。国の契約は原則、年度単位で行うことになっています。

委員 競争入札・役務10番について、毎年、同じ業者でしたら健診結果を前年と比較することができますが、業者が替わればできないと思われませんがその点はどうか。

局 契約が一番安価である業者と締結することになっています。健診を契約した機関から健診結果報告を受け、それを別に委託している健康管理医に総合的な判定を受けていますので、支障はないと考えています。

委員 随意契約・役務委託費17番について、一体的実施事業とはどういうものですか。

局 アクションプラン・出先機関の原則廃止に向けてに基いて、国が行う無料職業紹介事業と地方自治体が行う業務を一体的に実施するもので、職業紹介とともに就職面接会、就職支援セミナー、若年者支援などの業務を行ないます。

委員 国と地域が一体的に実施するというので、自治体は川西市、委託事業の主体は神戸市のNPO法人が川西市で実施する事業にかかわるということですか。

局 川西市で実施される面接会、セミナーを実施します。

委員 随意契約・役務3番について、5年間更新できるという契約ですか。

局 機械警備は警備機器の設置が必要であり、毎年、機器の取り外し、設置することは困難であり、あくまで単年度契約ですが、契約しがたい特段の事由が生じない限り、機器の耐用年数を考慮して5年を限度に契約を更新できることにしています。

5 審議結果（委員長）

本日、審議を行った案件について、特に不適切又は改善すべきと思われる点はなかったと思いますが、両委員ともご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは、運営要綱第5条第4項のとおり、委員の多数をもって決したと認めます。

また、運営要綱第5条第2項により、本日の審議内容を兵庫労働局長へ報告するとともに議事の概要を公表（ホームページへの掲載）することといたします。

6 閉会